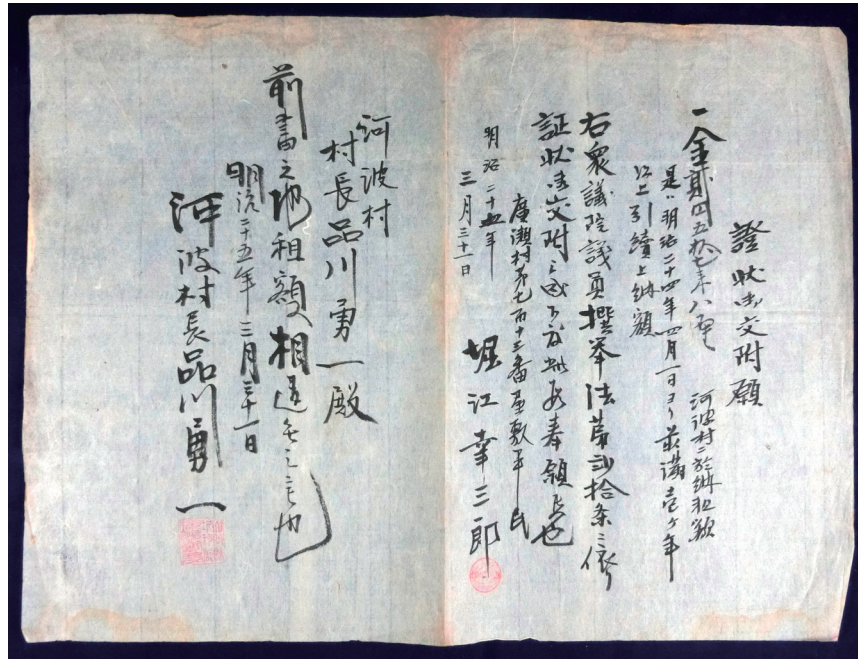


帝国議会の開設（衆議院議員選挙）



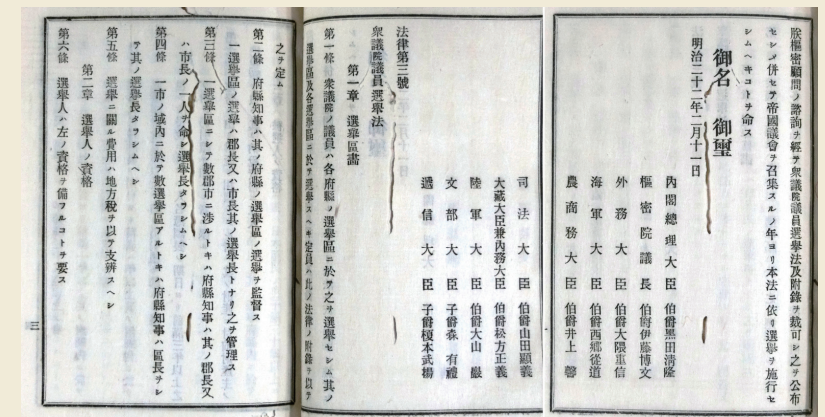
* 堀江静子家文書242 「証状御交附願（衆議院議員選挙地租上納につき）」

解説

大日本帝国憲法のもとでは、議会は貴族院と衆議院からなり、衆議院議員は選挙によって選ばれることとなりました。

憲法発布と同時に衆議院議員選挙法が制定され、選挙権については第6条で「①日本臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者、②選挙人名簿調製ノ期日より前満一年以上其ノ府県内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍引続キ住居スル者、③選挙人名簿調製ノ期日より前満一年以上其ノ府県内ニ於テ直接国税十五円以上ヲ納メ仍引続キ納ムル者、但シ所得税ニ付テハ人名簿調製ノ期日より前満三年以上之ヲ納メ仍引続キ納ムル者ニ限ル」と定められました。これは総人口の1.1%ほどにあたります。

選挙人名簿の作成については、毎年4月1日を基準日として市区町村長がその資格者を調査することになっていました。しかし実際には、居住地以外で直接国税を納める場合もありましたので、写真のように、各人が納税地の市区町村長宛に納税証明書の交付を申請し、その証明書を居住地の市区町村長に提出しました。



* 写真上は1889（明治22）年2月11日に公布された「衆議院議員選挙法」（部分）です。翌年7月1日に第1回衆議院選挙が実施されました（明治期政府布達類96「法律 明治22年」）。